

社会福祉法人妙常会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人妙常会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給することができる。
- (2) 非常勤役員等については、施設職員以外には業務に応じた報酬を支給することとし、施設職員を兼ねている者には支給しない。
- (3) 役員に対して各年度の総額が700,000円を超えない範囲で報酬を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は次のとおりとする。

- (1) 施設職員以外の役員等には、源泉所得税を控除した額が10,000円になる額を支給する。
- (2) 施設職員を兼ねる非常勤役員等には、旅費規程に基づく旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(改廃)

第4条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第5条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、評議員会の承認を求めるものとする。

附則 この規程は、平成29年8月3日より施行する。

この規程は、令和2年10月1日より施行する。